

1 議 事 日 程（5日目）

〔平成18年太宰府市議会第2回（6月）定例会〕

平成18年6月19日

午 前 10 時 開 議

於 議 事 室

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | | 福岡都市圏南部環境事業組合議会議員の選挙について |
| 日程第2 | 議案第62号 | 太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について（総務文教
常任委員会） |
| 日程第3 | 議案第63号 | 太宰府市立都府楼共同利用施設の指定管理者の指定について（総務文教
常任委員会） |
| 日程第4 | 議案第64号 | 太宰府市立水城共同利用施設の指定管理者の指定について（総務文教常
任委員会） |
| 日程第5 | 議案第65号 | 太宰府市立長浦台共同利用施設の指定管理者の指定について（総務文教
常任委員会） |
| 日程第6 | 議案第66号 | 太宰府市立青葉台共同利用施設の指定管理者の指定について（総務文教
常任委員会） |
| 日程第7 | 議案第67号 | 太宰府市立大佐野共同利用施設の指定管理者の指定について（総務文教
常任委員会） |
| 日程第8 | 議案第68号 | 太宰府市立向佐野共同利用施設の指定管理者の指定について（総務文教
常任委員会） |
| 日程第9 | 議案第69号 | 太宰府市立国分共同利用施設の指定管理者の指定について（総務文教常
任委員会） |
| 日程第10 | 議案第70号 | 太宰府市立通古賀共同利用施設の指定管理者の指定について（総務文教
常任委員会） |
| 日程第11 | 議案第71号 | 太宰府市立吉松共同利用施設の指定管理者の指定について（総務文教常
任委員会） |
| 日程第12 | 議案第78号 | 筑紫地区障害程度区分等審査会の共同設置に関する協議について（環境
厚生常任委員会） |
| 日程第13 | 議案第79号 | 太宰府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会） |
| 日程第14 | 議案第80号 | 太宰府市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を
改正する条例について（総務文教常任委員会） |
| 日程第15 | 議案第81号 | 太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について（総務文
教常任委員会） |
| 日程第16 | 議案第82号 | 平成18年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について（各常任委員 |

会)

日程第17 決議第1号 「(仮称)産業廃棄物処理場問題の抜本的解決を求める促進期成会」結
成の決議

日程第18 請願第1号 「米軍再編」に反対する決議の採択を求める請願書(総務文教常任委員
(H18.3月上程分) 会)

日程第19 請願第2号 「米軍再編」の撤回を求める意見書の提出を求める請願書(総務文教常
(H18.3月上程分) 任委員会)

日程第20 請願第3号 一障害者自立支援法の施行を受けて一
視覚障害者施策の一層の推進を求める請願(環境厚生常任委員会)

日程第21 請願第4号 ウィークリーならびにマンスリー等の定住を目的としない居住(宿泊)
施設の建設ならびに運営に関しての規制を求める請願(建設経済常任委
員会)

日程第22 意見書第3号 公共輸送機関の存続へ向け、JR九州に係る経営支援策等に関する意見
書(建設経済常任委員会)

日程第23 意見書第4号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の
取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求
める意見書

日程第24 議員の派遣について

日程第25 閉会中の継続調査申し出について

2 出席議員は次のとおりである(20名)

1番	片井智鶴枝	議員	2番	力丸義行	議員
3番	後藤邦晴	議員	4番	橋本健	議員
5番	中林宗樹	議員	6番	門田直樹	議員
7番	不老光幸	議員	8番	渡邊美穂	議員
9番	大田勝義	議員	10番	安部啓治	議員
11番	山路一恵	議員	12番	小柳道枝	議員
13番	清水章一	議員	14番	佐伯修	議員
15番	安部陽	議員	16番	田川武茂	議員
17番	福廣和美	議員	18番	岡部茂夫	議員
19番	武藤哲志	議員	20番	村山弘行	議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(23名)

市長	佐藤善郎	助役	井上保廣
収入役	松島幹彦	教育長	關敏治

総務部長	平島鉄信
地域振興部長	松田幸夫
市民生活部長	関岡勉
健康福祉部子育て支援担当部長	村尾昭子
上下水道部長	永田克人
監査委員事務局長	木村洋
財政課長	井上義昭
市民課長	藤幸二郎
建設課長	西山源次
教務課長	井上和雄

総務部政策統括
担当部長
地域振興部地域コミュ
ニティ推進担当部長

健康福祉部長	石橋正直
建設部長	三笠哲生
教育部長	古川泰博
総務課長	富田譲
地域振興課長	松永栄人
福祉課長	松島健二
上下水道課長	大藪勝一
	新納照文
	宮原勝美

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	白石純一
書記	伊藤剛
書記	満崎哲也

議事課長	田中利雄
書記	花田敏浩

再開 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 福岡都市圏南部環境事業組合議会議員の選挙について

○議長（村山弘行議員） 日程第1、「福岡都市圏南部環境事業組合議会議員の選挙について」を議題といたします。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法で行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

福岡都市圏南部環境事業組合議会議員に、私、議長の村山弘行と環境厚生常任委員長の福廣和美議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました各議員を福岡都市圏南部環境事業組合議会議員の当選人とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました私、村山弘行及び福廣和美議員が福岡都市圏南部環境事業組合議会議員に当選されました。

ただいま福岡都市圏南部環境事業組合議会議員に当選されました議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定によって告知をいたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 議案第62号 太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について

○議長（村山弘行議員） 日程第2、議案第62号「太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は、総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

○19番（武藤哲志議員） 6月5日の本会議において総務文教常任委員会に審査付託されました議案第62号「太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について」は、6月7日に委員全員出席のもと委員会を開き、審査しましたので、その審査内容と結果を報告します。

議案第62号「太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について」は、佐野土地区画整理事業による向佐野共同利用施設の移転に伴い所在地が変わったので条例の一部を改正するものであると説明がありました。

本案に対する質疑、討論はなく、採決の結果、議案第62号「太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について」は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第62号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時04分〉

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第3から日程第11まで一括上程

○議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第3、議案第63号「太宰府市立都府楼共同利用施設の指定管理者の指定について」から日程第11、議案第71号「太宰府市立吉松共同利用施設の指定管理者の指定について」までを一括議題にしたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3から日程第11までを一括議題とします。

日程第3から日程第11までは総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

○19番（武藤哲志議員） 6月5日の本会議において総務文教常任委員会に審査付託されました議案第63号「太宰府市立都府楼共同利用施設の指定管理者の指定について」から議案第71号「太宰府市立吉松共同利用施設の指定管理者の指定について」までは、6月7日に委員全員出席のもと委員会を開き、審査しましたので、その審査内容を結果を一括して報告します。

まず、議案第63号から議案第71号まで一括して補足説明を受け、それに対する質疑を行いました。

補足説明として、今回の提案にある9つの共同利用施設は太宰府市の名義になっており、現在は施設のある区の区長に管理運営を委託しているが、地方自治法の改正により本年9月1日までに指定管理者制度を導入することになっているため、今回公募によらないで各地区の自治会を指定管理者の候補として選定したという説明がありました。

委員からは、共同利用施設の使用料金について、区の行事で使用する場合、区は使用料を支払うようになるのか、また管理人が常駐している施設の人件費はどう考えているのか、区の会計と指定管理者分と別会計にする必要があると思うがとの質疑に対して、今までと運営面に関しては変わらない、区が指定管理者である自治会に対して人件費分として補助を行うことは発生しない、会計に関しても区の会計と自治会の会計は別会計ではなく同一と考えているとの回答がありました。

共同利用施設を行政区に譲渡できないのかとの質疑に対しては、施設建設時の国からの補助金の縛りが50年間あり、それに反すると補助金を返還しないといけなくなる。本来は地区公民館と同じような運営をやっていきたいと考えているとの回答がありました。

協定書の第6条、管理上の注意事項に施設において事故が発生したときとあるが、例えば共同利用施設を利用しての様々な催しの際に施設内で事故があった場合に対応するための保険料は区が負担するのか、行政が負担するのか。事故があったときは市に報告するとあるが、市が責任を持つのかとの質疑に対して、市が加入する建物に関しての市有物件災害共済保険、市民

活動に対しての市民活動災害補償保険で、市民活動中の事故や災害を補償するとの回答がありました。

その他、関連した質疑も行われました。

討論として、委員から、議案第63号から議案第71号に共通して、後々の問題となったり裁判となったときに誤解が生じないように指定管理者制度そのものを区長に理解してもらった上で協定を結ぶよう希望しての賛成討論。

ほかに、今回の指定管理者の指定については、他の公共施設と異なり、形式上、手続上の関連があると思うが、市の財産ということでその権利や事故の際の対応などを区長にきちんと説明して了解を求めていく必要があると思うとし、そのことを要望しての賛成討論がありました。

採決の結果、議案第63号「太宰府市立都府楼共同利用施設の指定管理者の指定について」、議案第64号「太宰府市立水城共同利用施設の指定管理者の指定について」、議案第65号「太宰府市立長浦台共同利用施設の指定管理者の指定について」、議案第66号「太宰府市立青葉台共同利用施設の指定管理者の指定について」、議案第67号「太宰府市立大佐野共同利用施設の指定管理者の指定について」、議案第68号「太宰府市立向佐野共同利用施設の指定管理者の指定について」、議案第69号「太宰府市立国分共同利用施設の指定管理者の指定について」、議案第70号「太宰府市立通古賀共同利用施設の指定管理者の指定について」、議案第71号「太宰府市立吉松共同利用施設の指定管理者の指定について」は、全議案、委員全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第63号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第64号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第65号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第66号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第67号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第68号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第69号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第70号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第71号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第63号「太宰府市立都府楼共同利用施設の指定管理者の指定について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第63号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第63号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時13分〉

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第64号「太宰府市立水城共同利用施設の指定管理者の指定について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第64号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第64号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時14分〉

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第65号「太宰府市立長浦台共同利用施設の指定管理者の指定について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第65号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第65号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時14分〉

○議長(村山弘行議員) 次に、議案第66号「太宰府市立青葉台共同利用施設の指定管理者の指定について」討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第66号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第66号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時15分〉

○議長(村山弘行議員) 次に、議案第67号「太宰府市立大佐野共同利用施設の指定管理者の指定について」討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第67号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第67号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時15分〉

○議長(村山弘行議員) 次に、議案第68号「太宰府市立向佐野共同利用施設の指定管理者の指定について」討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第68号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第68号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時16分〉

○議長(村山弘行議員) 次に、議案第69号「太宰府市立国分共同利用施設の指定管理者の指定について」討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第69号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第69号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時16分〉

○議長(村山弘行議員) 次に、議案第70号「太宰府市立通古賀共同利用施設の指定管理者の指定について」討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第70号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第70号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時17分〉

○議長(村山弘行議員) 次に、議案第71号「太宰府市立吉松共同利用施設の指定管理者の指定について」討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第71号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第71号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時17分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第12 議案第78号 筑紫地区障害程度区分等審査会の共同設置に関する協議について**

○議長（村山弘行議員） 日程第12、議案第78号「筑紫地区障害程度区分等審査会の共同設置に関する協議について」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

○17番（福廣和美議員） 6月5日の本会議において環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第78号「筑紫地区障害程度区分等審査会の共同設置に関する協議について」につきまして、6月9日に委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その主な内容と結果をご報告いたします。

本案は、障害者自立支援法第15条に基づき、市町村において介護給付等の支給に関する障害認定区分を行うために、筑紫地区4市1町において共同設置するものです。委員会での補足説明では、この審査会を共同設置するメリットとして、審査の結果が各市町同じとなること、また4市1町のすべての方を対象としており、各市町で10回、合計で50回、審査会を開催するため、緊急を要する方についても認定結果を早く出すことが可能となるとの説明を受けました。

質疑において、障害を持つ当事者から、障害者とかかわりがある人、あるいはその状況をよくわかっている人に審査会の委員になっていただきたいとの要望があるが、実際この審査会の委員となれるのかということを尋ねたところ、国や県から、利害者については極力避けるようにとの説明を受けていることから、専門としている各分野の医師や福祉士によって委員を構成するとのことでありました。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、議案第78号については、委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第78号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第78号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時21分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13から日程第15まで一括上程

○議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第13、議案第79号「太宰府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第15、議案第81号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第13から日程第15までを一括議題とします。

日程第13から日程第15までは総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

○19番（武藤哲志議員） 同じく6月5日の本会議において総務文教常任委員会に審査付託されました議案第79号「太宰府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」は、6月7日に議員全員出席のもと委員会を開き、審査しましたので、その審査内容と結果を報告します。

本議案の補足説明として、改正内容について、労災保険の通勤災害保護制度が拡大されたことや文言の整理があったこと等により関係法令等にあわせて条例の改正を行うものとの説明がありました。

委員から質疑として、この条例はどういうものを想定しているのかとの質疑に対して、労務災害や交通事故で後遺障害を負うなどして優先補償されるもの以外のものを想定しており、本市においてはこれまでほとんど例はないとの回答がありました。

質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第79号「太宰府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第79号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） それでは、議案第80号「太宰府市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

この太宰府市非常勤消防団に係る退職金報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例については、非常勤消防団員の退職報償金のうち、分団長、副分団長、部長及び班長の支給額の一部を2,000円引き上げ、平成18年4月1日以降に退職した非常勤消防団員に適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については従前の例によるとの補足説明がありました。

質疑、討論もなく、採決の結果、議案第80号「太宰府市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

次に、議案第81号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

条文中の文言の修正と、待機児童の解消を図るために水城学童保育所の定員枠を70人から90人に、水城西学童保育所の定員枠を50人から80人にそれぞれ増やすための改正であるとの補足説明がありました。

本議案について委員からの主な質疑として、現況の施設で定員増に対して対応できるのか、また今後人口増も予想されるが、そのときはどのような対応を考えているのかという質疑に対して、現在は特別教室や余裕教室で対応しており、今回の定員枠の改正で定員が増えたとしても対応は可能である。将来の人口増に対しては、教室を増築することになるのではと考えているとの回答がありました。

また、定員増に伴う職員の配置はできるのか、夏期休暇中の短期の入所も受け付けるのかという質疑に対して、これまで25人に1人の指導員体制で運営していたが、今回の定員枠の増により指導員の配置については保育所の設置基準を参考に30人に1人の指導員体制で既に4月1日から行っている。夏期休暇中の受け付けについては、定員枠の10%増を見込み、臨時職員を水城学童保育所については2人、その他の学童保育所は1人ずつ配置を考えているとの回答がありました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第81号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で第80号、第81号の報告を終わります。

○議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

議案第80号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第81号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第79号「太宰府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第79号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時30分〉

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第80号「太宰府市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第80号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時31分〉

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第81号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第81号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時31分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第16 議案第82号 平成18年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について

○議長(村山弘行議員) 日程第16、議案第82号「平成18年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

本案は所管の常任委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

○19番(武藤哲志議員) 6月5日の本会議に所管の委員会に分割付託されました議案第82号「平成18年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について」の総務文教常任委員会所管分については、6月7日に委員全員出席のもと委員会を開き、執行部から説明を受け、審査を行いましたので、その主な内容と結果を報告いたします。

今回の補正については、金額的にも项目的にも少ないという形で、委員の皆さんにも補正予算書が配付されておりますが、総務文教常任委員会所管の主な特徴としてのまず歳出ですが、増加傾向にあります不登校児童の解消に向けた取り組みとして、国分小学校、水城小学校に県からの相談員各1名の配置委託を受ける、子どもと親の相談員活用調査研究事業費として70万円の補正が計上されております。

平成14年度から導入されました学校評価システムについて、さらなる学校評価システムの改善、充実を図るための学校評価システム構築事業費772万7,000円の補正予算が計上されております。

歳出につきまして歳入の関連がありますが、教育費委託金、子どもと親の相談員活用調査研究委託金として70万円、同じく学校評価システム構築事業委託金として同額の772万7,000円、そして補正予算の財源として取り崩した財政調整資金繰入金1,312万4,000円が補正されております。

審査を終え、質疑、討論もなく、採決の結果、議案第82号の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長(村山弘行議員) 報告は終わりました。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 自席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

○17番（福廣和美議員） 6月5日の本会議において所管の常任委員会に分割審査付託された議案第82号「平成18年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」の当常任委員会所管分につきましては、6月9日に委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その主な内容と結果を報告いたします。

今回の補正では、歳出の3款民生費、1項社会福祉費において、1,520万3,000円の増額補正となっており、その内容は、障害者自立支援法第88条の規定により義務づけられた障害者福祉計画を策定するための委託料として449万4,000円、国民年金の継続免許申請書の審査に必要な職務情報を提供するためのシステム開発の委託料として15万8,000円、議案第78号に関連する障害程度区分等審査会費として638万円、同じく障害程度区分等認定調査費として417万1,000円であり、歳入については、それに伴う増額補正となっております。

また、障害程度区分等審査会のシステム保守委託料とシステム賃借料について、それぞれ債務負担行為補正として追加されております。

質疑における主な内容は、障害福祉計画等の策定については、障害を持つ当事者や関係者から意見を伺って策定されるのかということを探ねたところ、障害を持つ当事者や健常者の方から様々な意見を伺うために、それらの方々を無作為で抽出してアンケート調査を行うこと、また身体障害者福祉協会からも意見を伺い、策定していきたいとのことでした。また、障害程度区分等認定調査費の意見書策定手数料について、医師から意見書の作成を断られることがあるということを障害者の方から聞いている。医師が意見書作成を断ることのないよう医師会を通じて市から依頼することは可能であるかということを探ねたところ、これまで2度ほど4市1町で医師会を訪ね依頼しており、意見書作成の依頼があったら必ず協力するという確認をとっているとのことでした。

質疑を終わり、討論では、障害者福祉計画の策定に当たっては、当事者や関係者の方々からの意見を聞く場を設け、意見を聞いていただき策定していただきたいとの要望を添えた賛成討論がありました。

討論を終わり、採決の結果、委員全員一致で議案第82号の当委員会所管分につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）



○議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時40分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 決議第1号 「（仮称）産業廃棄物処理場問題の抜本的解決を求める促進期成会」結成の決議

○議長（村山弘行議員） 日程第17、決議第1号「（仮称）産業廃棄物処理場問題の抜本的解決を求める促進期成会」結成の決議」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

18番岡部茂夫議員。

〔18番 岡部茂夫議員 登壇〕

○18番（岡部茂夫議員） 決議第1号「（仮称）産業廃棄物処理場問題の抜本的解決を求める促進期成会」結成の決議」につきまして、太宰府市議会会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたします。

本決議の提出者は、私、岡部茂夫。賛成者は、山路一恵議員、武藤哲志議員、佐伯修議員、福廣和美議員、安部陽議員、清水章一議員、小柳道枝議員、渡邊美穂議員、不老光幸議員の皆さんです。

理由は、産業廃棄物問題の抜本的な解決を図るためであります。決議文は皆さんのお手元に配付されておりますので、提出者として提案理由の補足説明を申し上げます。

本件につきましては、関係団体への参加の市民、行政及び議会等で連携を取りながら、産業廃棄物処理場問題の抜本的解決に向けて種々取り組みを行っていることは、皆さんご承知のとおりでございます。しかしながら、こうした問題は、単なる一処理場で発生した問題ではなく、県内はもとより国内のどこにでも起こり得る問題であり、抜本的解決を目指す立場で組織的必要性から、福岡県下の市長及び市議会議長において促進期成会を結成し、国、県に対し産業廃棄物問題の抜本的解決を図るために決議を行うものでございます。

なお、この結成の決議につきましては、筑紫野市議会並びに小郡市議会でも本6月定例会に同時提出されていることを申し添えます。

以上、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いいたしまして説明にかえさせていただきます。

○議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに討論、採決を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

決議第1号について可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（村山弘行議員） 全員起立です。

よって、決議第1号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時44分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第18と日程第19を一括上程

○議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第18、請願第1号「「米軍再編」に反対する決議の採択を求める請願書」及び日程第19、請願第2号「「米軍再編」の撤回を求める意見書の提出を求める請願書」を一括議題にしたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第18及び日程第19を一括議題とします。

日程第18及び日程第19は、平成18年3月6日の本会議において総務文教常任委員会付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

○19番（武藤哲志議員） 3月23日、総務文教委員会において継続審査となっておりました請願第1号「米軍再編」に反対する決議の採択を求める請願書」につきましては、6月7日に委員全員出席のもと委員会を開き、審査を行いましたので、その審査内容と結果を報告いたします。

まず、委員に意見を求めたところ、この件に関して地元で反対があることは承知しているが、国も国益に関する高度な判断で地元と折衝しており、理解も生まれてきていると感じている。そのような中で、真の平和を希求するのであればこういった内容にはならないと考え、採択に反対するとの意見が出されました。

協議を終え、討論で、地域でかなり根強い反対運動が生まれており、政府はもう少し真摯に努力すべきではないかという考え、この請願書を採択すべきとの賛成討論がありました。質疑、討論を終え、本請願書を採択することについて採決を行いました。

その結果、請願第1号「米軍再編」に反対する決議の採択を求める請願書」につきましては、賛成少数で不採択とすべきと決定いたしました。

次に、請願第1号と同様、3月23日の本委員会で継続審査となっておりました請願第2号「米軍再編」の撤回を求める意見書の提出を求める請願書」について、その審査内容と結果を報告します。

本請願については、意見、討論ありませんでしたので、本請願を採択することについて採決を行いました。

その結果、請願第2号「米軍再編」の撤回を求める意見書の提出を求める請願書」につきましては、賛成少数で不採択とすべきと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

請願第1号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 次に、請願第2号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

請願第1号「米軍再編」に反対する決議の採決を求める請願書」について討論を行います。

通告があつていただきますので、これを許可します。

11番山路一恵議員。

○11番（山路一恵議員） 請願第1号につきましては、私は賛成の立場から討論をいたします。

日本の米軍基地は日米安保条約の取り決めに基づいて駐留が認められましたが、日本の防衛のために置かれたものではなく、アメリカがアジアや太平洋地域での軍事的覇権を広げるためにその出撃拠点として置かれたものです。日本防衛のためではないということは、当のアメリカが公式の場ではっきりと証言をしておりますし、事実ベトナム侵略戦争、湾岸戦争、イラク戦争の際には、日本の米軍基地から戦艦や空母が出撃するなど、最前線の出撃基地となっています。今回の米軍再編の内容を見ますと、米軍が自衛隊基地での訓練を常態化させること、米軍と自衛隊の軍事一体化を強化するなど、軍事体制の強化が最大の目的となっていることから、アメリカが無法に起こす戦争に日本の自衛隊や民間企業も含めて加担せざるを得ない事態になっていくことは明白です。

しかも、米軍再編強化のために、政府は3兆円もの税金を注ぎ込もうとしていますが、これについては当然ながら多数の国民が非難の声を上げています。3兆円といえば、定率減税の廃止や医療制度の改悪、介護保険料の値上げの3年分に当たる莫大な額です。それだけあれば、医療や介護の負担増など当面しなくて済むものを、国民の暮らしよりもアメリカの軍事強化を支援する政府の姿勢はどうてい容認できるものではありません。

以上の理由によって、米軍再編には反対だということ。

それからもう一つは、やはり基地を抱える自治体の首長や議会、そして住民の皆さんが、それこそ思想、信条、党派の違いを超えて、これ以上基地被害に悩まされるのは御免だという強化反対を表明していることを無視できないということです。米軍基地を抱える自治体の住民は、深夜、早朝を問わず戦闘機の爆音に悩まされ、航空機の墜落事故の恐怖におびえ、米兵による犯罪の頻発に不安と怒りを募らせています。こうした事態が、自衛隊基地を抱える自治体に拡大することになるのです。

今度の米軍再編の問題は、実害がないから無関心でいていいのかと関係自治体から問われている部分も大きいと思います。そういう意味からも、決議する必要性を感じますので、この請願には賛成をいたします。

また、同様の理由で、次の請願第2号にも賛成することを表明し、討論を終わります。

○議長（村山弘行議員） 次に、19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 3月と6月議会、委員会に付託をされまして審査をいたしました。委員会ではこの2つの請願と2つの決議案と意見書案、この内容を見ていただくと本当大変だと思います。昨日の新聞ですかね、行橋市や築上町、みやこ町の市長や町長さんが、ぜひこの地元の実態というのは今でも大変な訓練が行われており、その上に米軍の艦載機が来ることは大変な状況になるということで陳情をされておりますし、3日前は3時間にわたりましてBSのNHKでこの日米再編で日本がなぜこんなにアメリカのためにお金を出さなければならないのか、国民がこんなに苦しんでいるときに、先ほども山路議員が言いましたように、大変な国民の

税金を使う、そしてアメリカの陸軍の司令部を座間に移転をさせる、こんな状況が報道されました。本当に今こういうアメリカのために、アメリカが行うことに日本がいつでもその共同作戦という名のもとにこの近年、補給という形で後方支援が、最終的にはこういう米軍再編によってアメリカと同時に世界の紛争、戦争を手助けをするという内容です。こういうやはり基地のある日本全国様々な形で反対運動が起こっておりますし、いざそういう問題が起こったときには板付飛行場までが米軍が最優先をして使うということも協定書の中に入っております。

私は、そういう形で、やはり政府、国会の決議なしの閣議決定で、しかも地方自治体にこういう米軍再編を押しつけてくることはもってのほかだと思っておりますし、この2つの請願第1号、請願第2号は採択すべきだという立場で賛成討論を行っておきたいと思います。

以上です。

○議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第1号に対する委員長の報告は不採択です。

請願第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長（村山弘行議員） 起立少数です。

したがって、請願第1号は不採択とすることに決定しました。

〈不採択 賛成4名、反対15名 午前10時54分〉

○議長（村山弘行議員） 次に、請願第2号「「米軍再編」の撤回を求める意見書の提出を求める請願書」について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第2号に対する委員長の報告は不採択です。

請願第2号を採択することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長（村山弘行議員） 起立少数です。

したがって、請願第2号は不採択とすることに決定しました。

〈不採択 賛成4名、反対15名 午前10時55分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 請願第3号 一障害者自立支援法の施行を受けて一

視覚障害者施策の一層の推進を求める請願

○議長（村山弘行議員） 日程第20、請願第3号「一障害者自立支援法の施行を受けて一視覚障害

者施策の一層の推進を求める請願」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

○**17番（福廣和美議員）** 6月5日の本会議において環境厚生常任委員会に審査付託されました請願第3号「一障害者自立支援法の施行を受けて一視覚障害者施策の一層の推進を求める請願」につきましては、6月9日に委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その内容と結果を報告いたします。

まず、本請願の紹介議員である委員から、視覚障害者の方から話を伺ったところ、障害者自立支援法の施行によってかなり金銭的にも精神的にも負担が強いられているようであり、障害者の方々の実態を全く無視した法律であると思う。制度は始まってしまったが、特に応益負担の問題は、所得の少ない方にとっては本当に生きることさえ否定されているような気持ちにさせる内容だと思うため、これからは特に政府に対して、法の改正を求めている点があると感じている。本請願の一つ一つが本当に切実な内容であり、市に対して要望されている部分の中には、財政的な面からすぐに改正することは無理なところが多いと思うが、やはり実情を市にもわかっていただき、この請願がこれから障害者福祉を進めていく上で、一つの後押しにでもなればというふうにも思っており、障害者の方々の意向を酌んでいただきたいとの説明がありました。

委員からの意見として、障害者福祉については、国の基準等があるだろうが、本市独自の支援方法を考えて実行していくことが大切ではないかとの意見がありました。

協議を終わり、討論はなく、採決の結果、委員全員一致で請願第3号については採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○**議長（村山弘行議員）** 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（村山弘行議員）** これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

通告がありますので、これを許可します。

8番渡邊美穂議員。

○**8番（渡邊美穂議員）** 請願第3号につきまして賛成の立場から討論いたします。

本請願は、法律が変わることに対する障害者の不安を具体的にあらわしたもので、障害者に対する過剰な保護を訴えたものではありません。すべての請願項目は、障害を持つ方々がその

障害を精神面、身体面、生活面で克服するための保障であり、このことによって健常者と同じ生存権を得ることができます。つまり、障害者が健常者と同じ生活を送るための、いわば機会の平等を保障することをお願いするものであると考えます。また、義足などの補装具、点字図書、障害者用の日常生活用具があって初めて、障害者の方は自分で歩いたり、自分で勉強したり、自分で生活することができます。しかし、現実には、その値段が非常に高額であり、また今回1割負担が強いられますが、収入源が限られている障害者が全額で自分で負担することは不可能です。憲法ですべての国民の法の下での平等をうたっている限り、障害者が健常者と同程度の負担率で自分で生活できるように保障するのは、公の責務であると言えます。

執行部においては、制度的な壁も含めて真摯に対応し、場合によっては現場の声として国や県に対して積極的に働きかけられることを要望して討論といたします。

○議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第3号に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり採決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、請願第3号は採択することに決定しました。

〈採択 賛成19名、反対0名 午前11時01分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第21 請願第4号 ウイークリーならびにマンスリー等の定住を目的としない居住（宿泊）施設の建設ならびに運営に関する規制を求める請願

○議長（村山弘行議員） 日程第21、請願第4号「ウイークリーならびにマンスリー等の定住を目的としない居住（宿泊）施設の建設ならびに運営に関する規制を求める請願」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

○14番（佐伯 修議員） 6月5日の本会議において建設経済常任委員会に審査付託されました請願第4号「ウイークリーならびにマンスリー等の定住を目的としない居住（宿泊）施設の建設ならびに運営に関する規制を求める請願」につきましては、6月8日、委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その主な内容と結果をご報告いたします。

本請願の審査に当たりまして、まず全員で建設予定地と市内に建築されている同様の建築物について現地調査を行い、終了後、請願項目に対する執行部の見解を参考に審査を行いました。

た。

まず、紹介議員である田川委員から、建設予定地周辺の道路が太宰府小学校児童の通学路で、非常に狭隘であることと、何か事件、事故が発生した場合に管理者がいないということが大きな問題であり、この点を考慮してやはり何らかの規制をしていく必要があると補足説明がありました。

委員から同様に、小学生の通学路で道路も狭いので、非常に危険である。また、消防車も入らないような状況なので、道路の拡幅が必要ではないかとの意見が出されました。

これに対して執行部からは、広げないといけないということはわかっているが、現実には難しく、今のところ拡幅の計画はないとのことでした。

次に、建築の許認可は県が行っているが請願者から出された資料にウィークリーマンション等については旅館業法の適用対象施設として見ても差し支えないという厚生労働省の見解があり、旅館業ということになると建築が不許可になることから、このことについて執行部に意見を求めました。

執行部からは、旅館業法ではホテル営業の場合、宿泊が6日以内で10部屋以上ある場合が旅館業となるということ、建築後の運営の状態で判断しなければならないという説明がありました。

次に、建築主と住民との間でトラブルがある場合、行政がしっかりと動いていただきたいとの意見や、整備要綱に基づき住民の同意を得るよう業者を指導すべきとの意見がありました。

これに対し執行部から、行政がトラブルの間に入って調整することは立場上難しいと考えている。また、開発の整備要綱をもとに事前協議を十分に行うよう業者を指導しており、問題を解決してくるよう再度指導していきたいとの説明がありました。

これらの意見のほかにも、管理者がいないことが問題であるという意見が出されております。

協議の後の討論では、請願の趣旨を受けとめて住民の不安解消ができるよう業者を指導していただきたいこと、法律がある関係上いろいろ問題はありますが、地元の意向を酌んでいただきたいこと、小学生の通学路で非常に問題があるため、県に話をしていただきたいという内容で、3名の委員から賛成の立場で討論がありました。

協議と討論を終え、採決を行いました。

その結果、請願第4号については、全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対する質疑の通告があつていますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 建設経済常任委員会として現場を調査いただきまして、紹介議員とし



てお礼を申し上げます。

見てわかりますように、今委員長報告がありましたように、大変狭い道路の状況ですね。こういう状況の中に、一番大きな論点になるのは、委員会でも審査いただいておりますが、旅館業ですね、というふうにやはり私どもは解釈されるんじゃないかと思うんです。ここで、今委員会は一生懸命審査をしていただきまして、私は委員ではありませんが、本来執行部に聞かなきゃならないこともあるんですが、委員長としては委員会で付託をされた内容を今報告いただいたように、本当に地元住民のために真剣に審議をいただいたことについてはお礼を申し上げますが、やはり今後こういう太宰府にですね、こんな大きなウイークリーマンションができる、しかも管理人も、先ほども委員長の報告にありましたように旅館というような状況になるんじゃないかということが考えられますので、今後引き続きこういう問題が出てくるために、委員会の権限である、今行政要綱しかありませんが、今後どうしても条例で規制ができるような、委員会としても検討するようなことも今後進めていただきたいというのが1点です。

それから2点目ですが、大変多くの方々、地元の部分も含めてですが、この2番目に3分の2の合意が得るまで建設しないということで、この内容、採択された内容を施主である事業者ですね、やはりこの委員会全会一致で採択されたわけですが、こういう内容を早急にお渡しいただきたいというのが2点目ですね。

それから、委員会ですね、認可は県だと言いますが、地元の行政の窓口がしっかりしないと、県は太宰府市が認可したから県は許可するということになるんですが、こういう条項の中で、太宰府では、委員長も含めてですが、この中に岡部議員や3期、4期された方は記憶にあると思うんですが、太宰府市の環境基本条例の中に問題が起きたときには行政がそれにかかわらなければならないという項目もあるんですね。こういう状況ですから、行政がはっきり言って業者の中に入らないんじゃないくて、今は業者の中に入るべきだというふうに思います。今、委員長に私が今質問している内容を回答を求めるとするのは難しい問題も何点かあると思うんですが、私は今委員長に言っていることは、今そこに座っている執行部の方に言っていると思って聞いてください。あなた方がしっかりしないことにはですね、やはり住民というのは大変迷惑をこうむるんですよ。だから、委員会としては、委員長、執行部から回答いただけませんが、こういう内容が含まれているということを含めてですね、今後対応を委員会でもやっていただきたいと。

まず、回答を求めたいと思うのは、こういう請願がもし採択されたときには、施行者、事業者にぴしっと通知を出してほしいということと、今後こういう太宰府市も人口急増やいろんな部分の多様化してくる中で問題点もありますので、委員会で今後もこれに対応できるような内容もぜひ研究していただきたいということで質疑をしておきたいとします。

以上です。

○議長（村山弘行議員） これは、武藤議員。

○19番（武藤哲志議員） できるかということです。

○議長（村山弘行議員） えっ、答弁が要りますか。

○19番（武藤哲志議員） だから、そういう委員会の中で研究してですね、こういう問題が起きてきたんですから、今後委員会の中で検討できるかと。だから、一つは、採択された後、事業者や施主にこの請願内容が採択されましたよということを知ってほしいということと、これは中に入っておりませんから。

○議長（村山弘行議員） 委員長。

○14番（佐伯 修議員） ただいま武藤議員から質疑していただきました3点について、条例と今後の通知と、それと行政が中に入ってくださいという3点ですが、十分委員会で検討させていただきますと思います。

○議長（村山弘行議員） 委員長に対する質疑でございますので、その辺については間違いのないようお願いをしておきたいというふうに思います。  
ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第4号に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、請願第4号は採択することに決定しました。

〈採択 賛成19名、反対0名 午前11時13分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 意見書第3号 公共輸送機関の存続へ向け、JR九州に係る経営支援策等に関する意見書

○議長（村山弘行議員） 日程第22、意見書第3号「公共輸送機関の存続へ向け、JR九州に係る経営支援策等に関する意見書」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

○14番（佐伯 修議員） 6月5日の本会議において建設経済常任委員会に審査付託されました

意見書第3号「公共輸送機関の存続へ向け、ＪＲ九州に係る経営支援策等に関する意見書」につきましては、6月8日、委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、内容と結果をご報告いたします。

まず、委員から、ＪＲの分割民営化以降、ＪＲ九州等の経営安定のために、固定資産税、都市計画税の4分の3の減免などの支援策が平成18年度で期限が切れる。平成16年度の営業損益は約4億円の黒字となっているが、これから減免額約96億円を差し引くと約92億円の赤字になり、この支援策がなくなれば、運賃値上げや枝線の廃止につながり、ＪＲ九州の経営そのものが成り立たなくなり、公共交通の確保が困難になることから、この趣旨をお酌み取りいただきたいと補足説明がありました。

委員からの主な意見としては、固定資産税、都市計画税を減免しないと経営が成り立たなくなり、運賃値上げや枝線廃止につながるので問題がある。自治体も財源が非常に厳しい中、固定資産税、都市計画税を減免していることを考えて、一日も早く補助金や減免が要らない体質になるよう経営努力していただきたいというような意見がありました。

討論では、ＪＲ九州自身における懸命な経営努力により営業損益も黒字を見るようになり、経営体力も相当ついてきている。現在、新幹線整備、九州主要駅の改築、再開発に巨額の資金需要があり、経営安定にはいましばらくの時間が必要で、黒字化を支えている支援策の継続は必要であるからこの意見書に賛成であるとの討論がありました。

審査を終え、採決の結果、意見書第3号は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

通告がありますので、これを許可します。

5番中林宗樹議員。

○5番（中林宗樹議員） 意見書第3号「公共輸送機関の存続へ向け、ＪＲ九州に係る経営支援策等に関する意見書」について賛成の立場から討論させていただきます。

ＪＲ九州は20年前に国鉄が分割民営化され、発足当初は営業赤字は避けられないため、それを補てんする仕組みとして赤字を解消する方策としていろんな支援策が講じられてきました。こうした中、ＪＲ九州自身における懸命な経営努力により営業損益も黒字を見るようになってきています。経営体力も相当ついてきていると思います。しかし、この黒字化も支援策があっ

てのたまものであると言われます。支援策があって当たり前、支援策がなければ運賃の値上げをしなければならない、不採算路線は切り捨てなければならないと地域住民を人質にとったような考え方、支援策はあって当たり前といった考え方は、旧国鉄時代の親方日の丸の考えが抜けていないのではないのでしょうか。このような考えは一日も早く払拭していただき、支援策の要らない本州3社のように株式を上場され、完全民営化されるよう期待いたしております。

しかし、現在、JR九州においては、新幹線の博多―八代間の運行開始、また博多駅をはじめ九州主要駅の改築、再開発に巨額の資金需要もあり、それらの事業が軌道に乗り、経営の安定化にはいまだばらぐの時間が必要かと思えます。今現在の黒字化を支えている支援策の継続は必要だと思いますので、この意見書には賛成いたします。

以上、討論いたします。

○議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第3号に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、意見書第3号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時19分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第23 意見書第4号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書

○議長（村山弘行議員） 日程第23、意見書第4号「出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

17番福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

○17番（福廣和美議員） 「出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書」。

太宰府市議会会議規則第13条の規定により、上記の意見書を別紙のとおり提出いたします。

提出者は、私、福廣和美。賛成者は、岡部茂夫議員、山路一恵議員、武藤哲志議員、佐伯修議員、安部陽議員、清水章一議員、小柳道枝議員、渡邊美穂議員、不老光幸各議員でございます。

す。

理由につきましては、国に対して「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」を改正することを要請するためとなっております。

本意見書は、福岡県の司法書士会の方から提出の依頼があり提出するものでございます。

先ほども読みましたけども、出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書でございますが、内容につきましては、「出資の受入れ及び預り金及び金利等の取締りに関する法律」の改正につき、現行法の上限金利を利息制限法の制限金利まで引き下げること、現行法における日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること、２番目が「貸金業の規制等に関する法律」の改正につき、現行法43条のみなし弁済規定を撤廃することを内容とした意見書でございます。

皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 質疑を終わります。

自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに討論、採決を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第４号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（村山弘行議員） 全員起立であります。

したがって、意見書第４号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対０名 午前11時23分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第２４ 議員の派遣について

○議長（村山弘行議員） 日程第24、「議員の派遣について」を議題とします。

地方自治法第100条及び太宰府市議会会議規則第161条に基づき別紙のとおり議員の派遣が生じたので、承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第25 閉会中の継続調査申し出について

○議長（村山弘行議員） 日程第25、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり、議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から申し出がっております。別紙のとおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定によって、その整理を議長に委任願いたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会において議決されました案件整理について、これを議長に委任することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（村山弘行議員） 以上で本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

これをもちまして平成18年太宰府市議会第2回定例会を閉会したいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、平成18年太宰府市議会第2回定例会を閉会します。

閉会 午前11時25分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成18年8月29日

太宰府市議会議長 村 山 弘 行

太宰府市議会副議長 大 田 勝 義

会議録署名議員 武 藤 哲 志

会議録署名議員 片 井 智鶴枝